

2013 年度以降の証券業界の環境問題に関する行動計画

平成 25 年 3 月 19 日作成

平成 27 年 2 月 17 日改訂

日本証券業協会

1. 現在の証券業界の環境問題への取組みについて

(1) 証券業界における環境問題に関する行動計画の策定について

会員証券会社では、平成 20 年 4 月より、「証券業界の環境問題に関する行動計画」（以下、「行動計画」という。）（別添 1 参照）を策定し、行動原則に定められた「具体的な行動計画」に基づいて、証券業界における環境問題への取組みを実施している。

(2) 数値目標の設定について

行動計画では、証券業界の環境問題への取組みの一環として、地球温暖化防止を目的とした CO₂ 排出量削減のために、会員証券会社の本社・本店における電力使用量について、目標年度を 2012 年度（平成 24 年度）として、数値目標（①2002 年度の本社・本店における電力使用量を 2012 年度までに 12%削減。②2006 年度の本社・本店における電力使用量を 2012 年度までに 6%削減。）を設定している。（「証券業界の環境問題に関する行動計画に規定する数値目標の設定について」（以下、「数値目標」という。）（別添 2 参照）

(3) 行動計画に関する平成 22 年 5 月以降の取組みについて

行動計画の策定後、地球温暖化対策を含む環境問題を取り巻く環境の変化に応じた政府における関係法令の整備などに伴い、行動計画について、平成 22 年 5 月に「証券業界の環境問題に関する行動計画」に係る今後の取組みについて」（以下、「平成 22 年 5 月以降の取組み」という。）（別添 3 参照）を策定し、行動計画の推進の強化・徹底を行っている。

2. 2013 年度以降の証券業界の環境問題への行動計画の策定について

(1) 2013 年度以降の証券業界の環境問題への行動計画の策定に関する考え方について

行動計画に規定した数値目標については、2012 年度（平成 24 年度）までの削減目標を明記したものであり、2013 年度以降の会員証券会社の数値目標は特段定められていない。

政府においても、「京都議定書」で定められた、2008 年から 2012 年の第一約束期間に、温室効果ガス総排出量を、基準年である 1990 年から 6%削減する目標を達成するために、去る 2005 年に「京都議定書目標達成計画」を策定し、様々な施策を実施することとしていたが、現時点において、2013 年以降の温室効果ガスの削減等に係る明確な目標が定められてない。

しかしながら、金融資本市場の担い手として、環境問題の経済社会に及ぼす影響を認識する

とともに、より良い社会環境の実現を目指し、次世代に安心できる持続可能な社会を実現することが社会的責任であるとの認識のもとに、企業活動のあらゆる面で地球環境の保護に努めるため、証券業界として数値目標を引き続き設定する必要がある。

ただし、2011年3月に発生した東日本大震災以降の電力需給の逼迫に対応するため、2010年度以降の電力使用量について大幅な削減を行っており、東日本大震災以降の電力使用量は、平時とは異なる状況であることに鑑みれば、今後の企業活動に支障を来さないよう一定の配慮が必要である。

このような状況を踏まえ、証券業界としては、以下の(2)のとおり行動計画に一部修正を加え、新たに「2013年度以降の証券業界の環境問題に関する行動計画」(以下、「2013年度以降の行動計画」という。)を策定し、(3)のとおり、数値目標を設定することとした。

(2) 2013年度以降の行動計画について

2013年度以降の行動計画については、行動計画において策定した「具体的な行動計画」及び平成22年5月以降の取組みの考え方を踏まえつつ、以下のとおりとする。

①証券業を通じた取組み

環境問題に配慮した企業に対する投資を促進する金融商品の開発及び提供に努め、投資家及び社会全体の環境問題に対する取組みのすそ野拡大並びに意識の高揚に寄与する。

②地球温暖化対策

書類の電子化を図るなどペーパーレス化の促進、節電や省電力機器の導入などを行い、その使用量を削減し、省資源・省エネルギー対策の推進に努める。

③循環型経済社会の構築

環境への負荷を軽減して生産された紙の利用を促進するとともに、分別回収の徹底を図るなど環境負荷の軽減、資源の再利用に努める。

④環境保護活動

役職員の地域社会及び他団体等が実施する環境保護に向けた社会貢献活動への参加に努めるとともに、組織的な支援に努める。

⑤啓発活動及び社内教育等

環境問題に対する役職員への普及啓発及び社内教育に取り組む。

⑥積極的な情報発信

証券業界における環境問題への取組みについて、積極的に情報発信をする。

⑦環境関連法規等の遵守

環境問題に関して、国及び地方自治体の定める関連法規・ルール及びその他の事項を遵守する。

⑧数値目標の設定

CO₂ 排出量削減に資するための数値目標として、以下(3)の目標を設定し、積極的な取組みを行う。

⑨2013 年度の行動計画の検証

2013 年度以降の行動計画の取組みに関する実情を検証するため、設定した数値目標に係る調査をはじめとした必要な調査を行って、その推進に努める。当該検証に当たっては、会員証券会社の業務形態や規模、業界全体での取組み実績などを十分に勘案し、過重な負担とならないよう配慮して実施するものとする。

⑩担当責任者等の設置・届出

会員証券会社は 2013 年度以降の行動計画の検証等に関する担当責任者・事務担当責任者を設置し、本協会に届出を行う。

(3) 数値目標の設定について

2013 年度以降の行動計画⑧に規定する数値目標は以下のとおりとする。

なお、今後、2013 年度以降の行動計画の実施に影響を与えるような法令の制定及び改廃等を含む政府決定等があった場合や東日本大震災のような証券業界や社会生活等に甚大な影響を及ぼすような事象が生じた場合には、必要に応じて目標数値や削減指標等を変更することができる。

会員証券会社の事業者全体の床面積 1 m²あたりの電力使用量（電力使用量の原単位）を 2009 年度比で 2020 年度において 10%以上削減し、2030 年度において 20%以上削減することとするが、これまでの削減数値実績を考慮し、削減に最大限努めるものとする。

※ 2009 年度以降に本協会に加入した会員については、その加入日の属する年度の翌年度を基準年度とする。

※ 2009 年度以降に合併等による組織再編等を行った会員の基準年度の数値については、当該合併等の実態に応じ、合理的な方法により算出するものとする。

付 則（平 25. 3. 19）

この行動計画は、平成 25 年 3 月 19 日から施行する。

付 則（平 27. 2. 17）

この改正は、平成 27 年 2 月 17 日から施行する。

（注）改正箇所は、次のとおりである。

数値目標を改正。

証券業界の環境問題に関する行動計画

平成 20 年 2 月 19 日
日本証券業協会

1. 環境問題に対する認識

本協会及び会員証券会社（以下、「証券業界」という。）は、金融資本市場の担い手として、環境問題の経済社会に及ぼす影響を認識するとともに、より良い社会環境の実現を目指し、次世代に安心できる持続可能な社会を実現することが社会的責任であるとの認識のもとに、企業活動のあらゆる面で地球環境の保護に努める。

2. 具体的な行動計画

(1) 証券業を通じた取り組みについて

証券業の特性を生かし、環境への対応に優れた企業に対する投資を促進する金融商品の開発及び提供に努め、投資家及び社会全体の環境問題に対する取り組みのすそ野拡大及び意識の高揚に寄与する。

(2) 地球温暖化対策について

業務上、紙や電力を中心に資源を消費する業界であることから、CO₂の排出削減に寄与するため、書類の電子化を図るなどペーパーレス化の促進、節電や省電力機器の導入などを行い、その使用量を削減し、省資源・省エネルギー対策の推進に努める。

(3) 循環型経済社会の構築について

循環型経済社会の構築のため、紙資源については、環境への負荷を軽減して生産された紙の利用を促進するとともに、廃棄物についても、分別回収の徹底を図るなど環境負荷の軽減、資源の再利用に努める。

(4) 社内教育及び啓発活動について

環境問題に対する役職員の認識の向上を図るため、社内教育に取り組む。また、環境問題に関する講演会等を開催するなど、投資家をはじめ社会全体に向けて、環境への取り組みに関する情報を発信する。

(5) 環境保護活動について

地域社会及び他団体等が実施する環境保護に向けた社会貢献活動への参加に努めるとともに、組織的な支援に努める。

(6) 環境関連法規等の遵守について

環境問題に関して、国及び地方自治体の定める関連法規・ルール及びその他の事項を遵守する。

(7) 数値目標について

数値目標を設定し、CO₂排出量の削減に寄与するよう積極的な推進を図る。

(8) 行動計画の検証について

証券業界は上記行動計画の取り組みの実情を検証するため、定期調査及び適宜必要な調査を行いその推進に努める。

以 上

証券業界の環境問題に関する行動計画に 規定する数値目標の設定について

平成 20 年 2 月 19 日

日本証券業協会

日本証券業協会では、証券業界としての環境問題への取り組みの一環として、地球温暖化防止を目的としたCO₂排出量削減のために、電力使用量について、以下のとおり数値目標を設定する。

【数値目標】

- ① 新たに取り組む会員証券会社については、2006 年度の本社・本店（本社機能を有する施設を含む「以下同じ」）における使用量を基準に 2008 年度から 2012 年度までに 6 % の削減を目指す。
- ② これまでに取り組んでいる会員証券会社については、2002 年度の本社・本店における使用量を基準に 2003 年度から 2012 年度までに 12% の削減を目指す。

（注） 会員証券会社の経営規模の拡大又は縮小等により、会員証券各社における本社・本店の使用床面積の増減があった場合においても、床面積当たりの電力使用量が、上記①及び②に掲げた削減目標を達成するよう留意する。

以 上

「証券業界の環境問題に関する行動計画」に係る今後の取組みについて

平成 22 年 5 月 18 日
日本証券業協会

1. 現在の取組状況等について

(1) 証券業界の環境自主行動計画の策定等について

平成 17 年（2005 年）に発効した「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」（以下「京都議定書」という。）に定められている温室効果ガスの削減に係る国際的約束（注）を達成するため、政府においては、「京都議定書目標達成計画」を策定し、様々な施策を実施する一方、産業界（各業界団体）においても、同計画に基づき、オフィス・店舗等の省CO₂化の取組みの一環として、地球温暖化防止のための数値目標を設定した「環境自主行動計画」を策定し、これを着実に実施することが求められている。

（注） 京都議定書において、我が国については、温室効果ガスの総排出量を 2008 年（平成 20 年）から 2012 年（平成 24 年）の第一約束期間に基準年（1990 年／平成 2 年）から 6%削減することが法的拘束力のある約束として定められている。

本協会においても、「京都議定書目標達成計画」に基づき、証券業界における環境問題への取組みを推進するため、平成 20 年 2 月、環境自主行動計画として、「証券業界の環境問題に関する行動計画」及び「証券業界の環境問題に関する行動計画に規定する数値目標の設定について」を策定し、同年 4 月から実施しているところである。

(2) 環境問題を取り巻く環境の変化等について

地球温暖化対策を含む環境問題を取り巻く環境については、政府や産業界における施策の推進に加え、国民においても、環境問題への関心が高まりを見せるなか、ここ数年で大きく変化しつつある。

昨年発足した新政権においては、より一層積極的に地球温暖化対策に取り組むという方針に基づき、京都議定書の削減目標の設定期間を超えた、温室効果ガスの排出量の削減に関する中長期的な目標を設定し、施策を実施していくことを打ち出している。当該中長期的な目標を達成するための骨格となる法令として、本年 3 月、当該中長期的な目標や基本的な施策等を定める「地球温暖化対策基本法案」の閣議決定・国会提出が行われたところである。

また、本年 4 月には、改正「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下「改正省エネ法」という。）が施行され、エネルギー使用量の把握・管理について、それまでの「工場・事業場」ごとの実施から、「事業者全体」（本社・本店、支店、営業所などの国内全事業所）での実施に変更されるなど、すべての事業者について、エネルギーの使用の合理化に向けて、「事業者全体」でのエネルギー使用量の把握やエネルギーの使用に関する管理体制の整備などが求められることとされた。

(3) 証券業界における環境自主行動計画の進捗状況等について

証券業界においては、環境自主行動計画の進捗状況を検証するため、証券業界における電力使用量等に関する調査を定期的に行っているところであるが、直近（平成20年度／2008年度）の状況としては、基準年度比で見た場合、約半数の会員において電力使用量が増加したことなどにより、証券業界全体では、いずれの基準においても、「1㎡当たりの電力使用量」は減少しているものの、総「電力使用量」が増加している結果となっており、環境自主行動計画に定める目標達成に向けて、より一層の努力を行う必要があると考えられる。

また、本年4月に施行された改正省エネ法についても、エネルギー使用量が大幅に増加している業務部門や家庭部門におけるエネルギーの使用の合理化をより一層推進することを目的として実施されていることを踏まえると、証券業界としても、事業者全体でのエネルギー使用量の把握・管理を推進していく必要があると考えられる。

なお、他の金融業界においては、近年、エネルギー使用量を減少させているところである。

2. 今後の取組み等について

(1) 今後の取組みについて

上記1. の状況を踏まえ、今後、証券業界における電力使用量の削減その他の環境問題への取組みの推進を強化・徹底する観点から、次に掲げる対応を実施することとする。

① 「本社・本店」ベースの電力使用量等の詳細把握

電力使用量等に関する定期調査においては、現在、「本社・本店」ベースの電力使用量等の数値情報の把握を主に行っているところ、本年の定期調査からは、当該数値情報の把握に加え、新たに、電力使用量が増加している会員においては、電力使用量の増加理由の分析や、削減に向けた具体的な対応策についての検討を行い、その内容を本協会に報告するとともに、本協会においては、その改善状況の検証を行うこととする。

② 「事業者全体」でのエネルギー使用量及び電力使用量の調査・把握

改正省エネ法への対応の一環として、「本社・本店」ベースの電力使用量等に関する定期調査に併せて、本年の定期調査からは、新たに、「事業者全体」でのエネルギー使用量及び電力使用量についても調査を実施することとする。

③ 電力使用量等の調査等に関する担当責任者等の設置

会員各社においても電力使用量の削減に向けた取組みの重要性について、より一層の理解を深めていただくとともに、当該取組みを推進するための体制整備の一環として、新たに、電力使用量等の調査等に関する担当責任者及び事務担当者を設置し、本協会への届出を行うこととする。

④ 会員の取組事例の紹介や一斉点検の実施など、その他の諸施策の実施

(2) 現行の環境自主行動計画の取扱いについて

現行の環境自主行動計画については、目標年度を 2012 年度（平成 24 年度）としていることや、今後、地球温暖化対策に関する国内外における対応の進展に併せて見直しを行う必要性が生じることも考えられることから、それまでの間は、現在の内容を存置することとする。

以 上